

令和6年6月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項【居宅療養管理指導】

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年6月1日**から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限は、**令和6年5月15日(水)**です。
- 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。

・「医療用麻薬持続注射療法加算」⇒「なし」

・「在宅中心静脈栄養法加算」⇒「なし」

従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名」欄を記入 ・「届出者」の名称・事務所の所在地、「代表者」の職・氏名・住所の欄と、「事業所」の所在地、「管理者」の氏名・住所の欄を、取り違えないよう注意 ・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないよう注意 ・「実施事業」欄は、「居宅療養管理指導」、「介護予防居宅療養管理指導」に○印 ・「指定(許可)年月日」欄に記入 ・「異動等の区分」欄は、該当項目に✓印 ・「異動(予定)年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌日1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入 ・「介護保険事業所番号」は、誤記入に注意 ・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入 ※例えば、「○○○体制を追加」等と記入
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2)、(別紙1-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所番号」欄は、誤記入に注意 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。

次の加算を算定する場合は、県への届出が必要です。
上記の書類に加え、必要な書類を添付してください。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
特別地域加算	必要な添付書類 なし ※対象地域に事業所が所在していること

提出書類	書類提出前の自主確認事項
中山間地域等における小規模事業所加算	<p>①中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※対象地域に事業所が所在していること ※居宅療養管理指導は、１月当たりの平均延訪問回数が５０回以下であること。介護予防居宅療養管理指導は、１月当たりの平均延訪問回数が５回以下であること。 ※新規指定事業所については、４月目以降届出が可能。
医療用麻薬持続注射療法加算	<p>必要な添付書類 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「１ なし」、「２ あり」のいずれかに✓しているか。
在宅中心静脈栄養法加算	<p>必要な添付書類 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「１ なし」、「２ あり」のいずれかに✓しているか。